

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪市中央区平野町4丁目2-3
オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限
2022年3月24日（木曜日）午後6時まで

株式会社 I - n e

証券コード：4933

I n e

INNOVATION NEVER ENDS

目次

第15回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	28
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

株主総会ご出席時における新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記対応を取らせていただきますので、何とぞご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- 感染拡大防止の観点から、**本株主総会当日のご来場については慎重にご検討いただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**
事前の議決権行使方法は、招集ご通知4ページに記載しております。
- ご来場を検討されている株主様は、**本株主総会当日までの状況やご自身の体調をご確認の上、慎重なご判断を重ねてお願い申し上げます。**
また、ご来場される際は、**マスク着用、手指の消毒などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。**

当社の対応について

- 記念品（お土産）のご用意及びお水、お茶等のご提供はいたしておりません。
- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、当社スタッフのマスクの着用など、感染予防措置を講じますことをご了承ください。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を空けて配置いたします。会場座席に限りがあるため、満席になりました場合はご入場をお断りすることもございます。何とぞご了承ください。
- ご入場の際は、サーモグラフィーによる検温をさせていただきます。（当社の事業継続とご来場者様の安全のため、入館のルールを37.5度未満としております。**37.5度以上**の株主様や体調不良と見受けられる株主様等には、ご入場をお断りする場合がございます。何とぞご了承ください。）
- 本株主総会におきましては、議事を円滑かつ効率的に行うことで、短時間での開催となる予定です。

※なお、今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://i-ne.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(証券コード 4933)

2022年3月8日

株 主 各 位

大阪市北区中之島六丁目1番21号

株式会社 I - n e

代表取締役 大 西 洋 平

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面又はインターネットによって事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年3月24日（木曜日）午後6時までに4ページのご案内にしたがって書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区平野町4丁目2-3 オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第15期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第15期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

4ページ<議決権行使についてのご案内>をご参照ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合
(十分にご検討ください。)



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年3月25日(金曜日)
午前10時 [受付開始: 午前9時]

事前行使のご案内

**郵送により議決権を
行使する場合**



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**ご返送**ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時到着

**インターネット等による
議決権行使の場合**



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、**賛否をご入力**ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時締切

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://i-ne.co.jp/>) に掲載していますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当社ホームページ掲載事項は、会計監査人及び監査役の監査の対象に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://i-ne.co.jp/>) に掲載することにより、お知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(通話料無料)(受付時間 午前9時から午後9時まで)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



新しいパスワードを登録。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議案に関する参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委任による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定及び重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更し、それに伴い、市場取引等による自己株式の取得については取締役会決議に基づき可能となることから、現行定款第7条を削除するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につきまして、会社法第426条第1項の規定に基づき、法令の限度の範囲内で、取締役会決議により責任免除を行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更するものであります。なお、変更案第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) 上記変更に伴い、条数の変更、文言の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。
1. ～10. (条文省略)	1. ～10. (現行どおり)
(新設)	11. <u>その他適法な一切の事業</u>
11. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u>	12. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u>
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (2) (条文省略)</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(議 長)	(議 長)
第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が議長になり、 <u>取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。</u>	第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれに当たる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	
(新設)	(電子提供措置等)
	第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第18条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>3名以上10名以内とする。</u></p>	<p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第20条 当社の取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>第19条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>
<p>② <u>前項の選任については、累積投票の方法によらない。</u></p>	<p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする</p>	<p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役1名を選定する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p>
<p>② 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会が<u>あらかじめ</u>定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>② 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会が<u>予め</u>定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意し、監査役の全員が異議を述べなかったときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第25条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	<p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
(議事録)	(議事録)
<p>第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p>
第28条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
(責任限定契約)	(取締役の責任免除)
第29条 (新設)	第29条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>
(取締役に対する報酬等)	(取締役に対する報酬等)
<p>第30条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第30条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p>	
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	
<p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	
<p>(監査役に対する報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定し、又は解職する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第37条 監査役会の招集は、監査役会の日の前までに、各監査役に対して通知する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議等)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当」という。) を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況	取締役在任期間
1	再任 おおにし ようへい 大西 洋平	代表取締役社長	17回/17回 (100%)	15年
2	再任 社外 独立 あだち ひかる 足立 光	取締役	17回/17回 (100%)	2年 9か月
3	新任 社外 独立 ささまた ひろし 笹 俣 弘志	—	—	—

候補者
番号

1

お お に し よ う へ い
大西 洋平

再任

生年月日

1982年5月18日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)17回/17回
(100%)

所有する当社の株式数

2,393,700株

略歴、当社における地位及び担当

2005年3月 Y.B.O 設立 (個人事業主)
 2007年3月 当社設立 代表取締役社長 (現任)
 2016年10月 台湾艾恩伊股份有限公司董事長
 2020年7月 艾恩伊 (上海) 化粧品有限公司董事 (現任)

重要な兼職の状況

艾恩伊 (上海) 化粧品有限公司董事

取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西洋平氏は、当社の創業者であり、創業当時から2021年12月に至るまで代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。取締役会議長として経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

あ だ ち ひ かる
足立 光

再任 社外 独立

生年月日

1968年3月27日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)

17回/17回
(100%)

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社入社
 1998年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン・株式会社入社
 2002年11月 株式会社ローランド・ベルガー入社
 2004年2月 シュワルツコフ ヘンケル株式会社入社
 2005年4月 同社代表取締役社長
 2007年3月 ヘンケルジャパン株式会社 取締役
 2011年7月 ヘンケル・コリア副社長 兼務
 2013年10月 株式会社ワールド入社 執行役員 国際事業本部長
 2015年10月 日本マクドナルド株式会社入社 上級執行役員 マーケティング本部長
 2018年9月 ナイアンティック株式会社入社
 2019年6月 当社 取締役 (現任)
 株式会社トランス 代表取締役 (現任)
 2020年1月 株式会社ナノベーション 社外取締役 (現任)
 2020年6月 M-Force株式会社 パートナー (現任)
 2020年10月 株式会社ファミリーマート入社
 エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー (現任)
 2020年12月 グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー (現任)

重要な兼職の状況

株式会社トランス 代表取締役
 株式会社ナノベーション 社外取締役
 M-Force株式会社 パートナー
 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー
 グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

足立光氏は、マーケティング業界の第一人者であり、消費財インサイトや国内外の市場に関する高い見識を有しており、多岐にわたる事業とポジションを経験されています。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社の経営戦略やプロモーション全般に対する監督並びに体制強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

さ さ ま た ひ ろ し
笹俣 弘志

新任

社外

独立

生年月日

1969年9月5日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)

—

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社入社
1998年3月 A.T. カーニー株式会社入社
2009年1月 同社 消費財プラクティス パートナー (現任)

重要な兼職の状況

A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

笹俣弘志氏は、多岐にわたる業界において企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に加え、長年にわたり資源・エネルギーの分野に携わり高い知見を有しております。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社のサステナビリティ事業に関する助言、並びに取締役会の更なる活性化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西洋平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 足立光氏及び笹俣弘志氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、足立光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、笹俣弘志氏につきましては、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員とする予定であります。
5. 足立光氏は、現在、当社社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年9か月となります。
6. 当社は、足立光氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。同氏が取締役に再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、笹俣弘志氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況	取締役在任期間
1	新任 独立 社外 ほり かわ けん 堀 川 健	—	—	—
2	新任 独立 社外 にし ぼし くに こ 西 橋 久 仁 子	—	—	—
3	新任 独立 社外 ふな ぐし のぶ ひろ 舟 串 信 寛	監査役	17回/17回 (100%)	—

候補者
番号

1

ほりかわ けん
堀川 健

新任 社外 独立

生年月日

1960年3月10日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)

—

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月 日東電工株式会社入社
2001年12月 マンパワー・ジャパン株式会社入社
2005年1月 同社財務本部財務部部长
2006年11月 スターバックス コーヒー ジャパン株式会社入社
ファイナンス&プランニング本部経理部部长
2008年7月 ジョルジオ アルマーニ ジャパン株式会社入社
ファイナンスジェネラルマネージャー
2009年7月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス入社
2016年7月 同社執行役員総合企画・財務担当
2017年1月 同社執行役員財務・総務法務担当

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

堀川健氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言等を行うとともに、監査体制の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

にしばし く に こ
西橋 久仁子

新任 社外 独立

生年月日

1960年3月17日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)

—

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1983年10月 監査法人中央会計事務所入所
1987年3月 公認会計士登録
2000年8月 中央青山監査法人社員
2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 パートナー
2008年7月 同所 シニアパートナー
2018年7月 みのり監査法人 入所
2019年3月 同所 パートナー(現任)

重要な兼職の状況

みのり監査法人 パートナー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

西橋久仁子氏は、公認会計士として財務会計に関する豊富な経験と高い知見に加え、IPO支援及びJ-SOXの導入に関するアドバイザリー業務等に従事し、企業の成長に資するガバナンスや内部統制に関する高い見識を有しております。これらの経験を当社の監査に活かしていただくとともに、当社財務会計の全般的な監督と助言、並びに監査体制強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

ふ な く し の ぶ ひ ろ
舟 串 信 寛

新任 社外 独立

生年月日

1971年9月3日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)

17回/17回
(100%)

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 弁護士登録、戸田・土田法律事務所入所
2000年2月 春木・澤井・井上法律事務所（現東京丸の内法律事務所）入所
2014年6月 株式会社オープンドア入社 法務部長
2016年2月 舟串総合法律事務所（後に舟串・森本法律事務所に改称）設立
2020年3月 当社 監査役（現任）
2021年9月 法律事務所アルシエン パートナー（現任）

重要な兼職の状況

法律事務所アルシエン パートナー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

舟串信寛氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに関する専門的な知識を有しており、法律的側面やコンプライアンスの観点からの意見具申等により、監査体制強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀川健氏、西橋久仁子氏及び舟串信寛氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、舟串信寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、堀川健氏及び西橋久仁子氏につきましては、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員とする予定であります。
4. 舟串信寛氏は、現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、舟串信寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。舟串信寛氏、堀川健氏及び西橋久仁子氏の選任が承認された場合は、3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
7. 西橋久仁子氏の戸籍上の氏名は、佐次清久仁子であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふくとみ ひろし
福富 宏之

社外 独立

生年月日

1957年6月20日

取締役会への出席状況
(2021年12月期)

17回/17回
(100%)

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
1992年9月 アメリカ松下電子レンジ株式会社経理取締役 出向
1997年12月 パナソニック株式会社監査グループ・経理グループ参事
2004年5月 マレーシア松下電器株式会社 常務取締役 出向
2007年7月 パナソニック株式会社AP社経理Gr事業統括部・参事 出向
2010年5月 パナソニック株式会社 本社 経理Gr人財開発室 室長・理事
2013年9月 株式会社オーブンドア入社 管理本部長
2015年1月 フジシールインターナショナル株式会社入社
2016年1月 株式会社アテクト入社 管理本部長
2017年7月 当社 常勤監査役（現任）
2019年6月 株式会社VUEN 監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社VUEN 監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

福富宏之氏は、グローバル企業での財務経理・管理部門の責任者としての豊富な経験と知見を有しており、当社の経営に対して適格に発言いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 福富宏之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福富宏之氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。福富宏之氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、福富宏之氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
5. 福富宏之氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2017年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日にいたっております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、改めて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額3億円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告37ページに記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改めて監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

【ご参考】

本総会後の取締役会のスキルマトリックス

氏名	属性		経験・知見・専門性等						
	地位	独立性 (社外)	企業経営	営業・ マーケティング	開発・ 製造	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	グロー バル	環境・ 社会問題
大西 洋平	代表取締役社長		○	○	○			○	○
足立 光	社外取締役	○	○	○	○			○	
笹俣 弘志	社外取締役	○	○	○				○	○
堀川 健	社外取締役 (監査等委員)	○				○	○	○	
西橋 久仁子	社外取締役 (監査等委員)	○					○		○
舟串 信寛	社外取締役 (監査等委員)	○				○		○	

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、全国的なワクチン接種の促進や段階的な経済活動の再開などにより経済水準が持ち直しの傾向にあるものの、世界的な変異株による感染症拡大などもあり国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「ビューティーテックカンパニー」として、「スピード」「デジタルマーケティング」「クリエイティブ」を強みとして、独自の商品・ブランド開発モデルによって、積極的な新商品開発、マーケティング、市場開拓、海外展開及び事業提携を進めてまいりました。

更に、本年はESGを含めたサステナビリティ対応を一層推進していくため、サステナビリティ委員会を設立しました。代表取締役の大西洋平を委員長とし、各テーマごとにサステナビリティ担当役員を設置することで、事業とESG推進を両立し、事業活動を通じて環境や社会に対してポジティブな影響を与えることを実践してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は28,397百万円（前期比21.5%増）となりました。また、営業利益は2,335百万円（前期比54.4%増）、経常利益は2,330百万円（前期比67.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,244百万円（前期比37.5%増）となりました。

売上高

28,397百万円
前期比 21.5%増

営業利益

2,335百万円
前期比 54.4%増

経常利益

2,330百万円
前期比 67.7%増

親会社株主に
帰属する
当期純利益

1,244百万円
前期比 37.5%増

各セグメントの状況は、次のとおりです。

(1) 国内事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売であります。

国内事業では、持続的な成長に向けて、当社が強みを持つヘアケア、スキンケア、美容家電分野の継続的な投資及び新たなトレンド発掘に注力しました。

BOTANISTブランドにおいては、2021年3月に実施しましたスタンダードラインである「ボタニカルシャンプー・トリートメント」のフルリニューアル（新デザインの導入や品質の更なる向上、容器全てをプラスチック容器からバイオマス容器へと切り替え、サステイナブルなブランドとしてリニューアル実施）について、各チャネルでの販売施策に引き続き注力し、ブランド拡大に取り組みました。また、2021年11月に最高峰ヘアケアライン「BOTANIST PREMIUM（ボタニストプレミアム）」初の限定の香りを採用した「ボタニストボタニカルウインターコフレ（プレミアムヘアケアセット）」をオンラインストア及びBOTANIST直営店にて発売いたしました。また、同月にBOTANISTでは、売上の一部を活用した森林保全活動として、北海道美幌町の「BOTANISTの森」にて植林を開始しました。森林保全団体more treesを通じて、売上の一部を森林再生のために活用しており、「植物と共に生きる」をコンセプトに、新しい取り組みも引き続き行っております。

SALONIAブランドにおいては、メイン商材であるヘアアイロンに加え、ヘアドライヤーでも販売店舗数の拡大を行い、販売も順調に推移しており、売上高の伸長に寄与しました。また、2021年10月に、2021年秋冬限定「NEWCLASSIC」シリーズをオンラインストア及び家電量販店等にて発売いたしました。また、同月、BOTANISTブランドのBOTANISTボタニカルシャンプー&トリートメント、SALONIAブランドのヘア・フェイスケアアイテムなど、合計5商品が2021年度グッドデザイン賞（主催：公益財団法人日本デザイン振興会）を受賞するなど、引き続きブランド拡大に取り組み、売上高の伸長に寄与しました。

その他ブランドとして、クレイビューティーブランドDROASは、2021年9月に「クレイミネラルヘアエマルジョン」「クレイミネラルヘアオイル」をオンラインストア及び全国ドラッグストア等にて発売いたしました。また、2021年10月、シャンプー・トリートメントの新アンバサダーに女優の新木優子さんを迎え、プロモーション活動に取り組み、売上高拡大に寄与しました。また、禁煙をテーマとしたNICOLESSブランドは引き続き販売拡大に取り組み、2021年9月に新規に発売開始しました睡眠中の乾燥・摩擦ダメージに着目したナイトケアビューティーブランド「YOLU（ヨル）」は、オンラインストアや全国ドラッグストア等での販売が好調なことにより、売上高拡大に寄与しました。

(2) 海外事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店への卸売販売であります。

当社においては、一部の取引先に関して、販売価格やブランディングの管理面から徐々に整理を行い、中国においてはアリババグループの越境ECであるTmall Globalを通じた一般消費者への販売、香港、台湾においては同国内に多数の店舗が展開されている化粧品・コスメショップ・小売店での販売に継続的に取り組みました。

また、艾恩伊（上海）化粧品有限公司において、引き続き2021年5月より販売開始した中国の大手ドラッグストアグループのWatsonsにて、BOTANISTブランドの継続的な販売拡大やアリババグループの運営するECサイトTmall.comにおいても販売拡大に継続的に取り組みました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は105百万円であり、その主なものは、製品金型の取得、システムの改修等を中心とするソフトウェアの取得により増加しております。

3. 資金調達の状況

新株予約権の行使による払込により、223百万円調達しております。

4. 対処すべき課題

(1) ブランドポートフォリオの確立

当社グループは、主力ブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品による依存リスクの分散を図っております。第15期連結会計年度（2021年12月）ではBOTANISTブランド及びSALONIAブランドが当社グループの売上高の大きな割合を占めております。現在、DROAS、NICOLESS、YOLUなど複数のブランドが伸長してきておりますので、今後も引き続きBOTANIST及びSALONIA以外のブランドに対しても継続的かつ積極的な投資を行ってまいります。

(2) 優秀な人材の採用と育成

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、採用の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針です。

当社グループでは、役員及び従業員のモチベーションを向上させることを目的に、インセンティブとして新株予約権の付与を行っております。また、代表取締役である大西洋平は、保有する株式の一部に対して当社グループの役職員等を受益候補者とする譲渡予約権設定契約を締結しており、貢献度に基づいた評価委員会の決定に基づき上場日から一定の期間後に予め定めた価格で取得することができる制度を設けています。

(3) 海外戦略の実行

当社グループの企業価値の最大化には、当社ブランドのグローバル化への推進が不可欠となります。数ある展開国のうち、まずは中国に経営資源を集中するため、2020年7月に中国上海に子会社を設立し、第15期連結会計年度（2021年12月）では、認知拡大のためのプロモーション投資やTmall.com及び現地ドラッグストア等への販売拡大に取り組みました。今後、中国現地での販売や越境ECでの取り組みを更に強化してまいります。

(4) 環境問題、社会課題に対する取り組み

環境問題、社会課題に向き合うため、各企業がSDGsの取り組みを推進することは企業の責務となっています。当社グループにおけるBOTANISTブランドでは、植物の保全を通じて、持続可能な地球環境をサポートすることをミッションとして、more treesを通じた植林活動や、フラワーロスに向き合ったSave the flowersキャンペーンの実施、バイオマス容器を使用した商品開発などの活動を実施しました。また、ESGを含めたサステナビリティ対応を一層推進していくため、サステナビリティ委員会を設立しました。当社グループの経営理念の実現に向け、事業とESG推進を両立し、事業活動を通じて環境や社会に対して、より良い影響を与えるような活動を引き続き取り組んでまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外部環境変化に対する対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ECを中心とする通販への需要やSDGsなど環境問題や社会課題に対する関心が高まっております。当社の持つオンライン及びオフラインチャネルの強みを最大化し、各ブランドでの新商品の開発やサービス改善、マーケティングへの投資を継続的に実施することで、様々な変化に対応するとともに、お客様との接点を拡大いたします。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従業員の働く環境にも大きな影響が生じています。当社では事業継続計画に基づき、今後も様々な状況に応じた事業継続の取り組みを実行してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第12期	2019年度 第13期	2020年度 第14期	2021年度 (当期)第15期
売上高	(百万円) 20,571	21,206	23,363	28,397
経常利益	(百万円) 273	649	1,389	2,330
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 162	464	905	1,244
1株当たり当期純利益	(円) 12.55	58.27	123.20	142.97
総資産	(百万円) 10,617	9,440	13,165	14,060
純資産	(百万円) 1,305	1,775	6,939	8,415

- (注) 1. 当社は、第14期より連結計算書類を作成しております。なお、第12期及び第13期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）」に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、当該数値を記載しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 2019年4月26日を基準日として、2019年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、また2019年11月1日を基準日として、2019年11月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社VUEN	1百万円	100.0%	国内事業
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	400百万円	100.0%	海外事業

(2) 重要な関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
合同会社Endian	10百万円	49.9%	国内事業

(注) 持分法適用会社は上記の重要な関連会社1社であります。

7. 主要な事業内容

事業	事業内容
国内事業	当社が開発した商品の日本国内の量販店運営事業者への卸売販売、インターネット通信販売事業者への卸売販売、当社ECサイトを通じた日本国内の一般消費者への直接販売
海外事業	当社が開発した商品の海外のインターネット通信販売事業者の運営するECサイトを通じた一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット通信販売事業者及び海外の販売代理事業者、美容専門店への卸売販売

8. 主要拠点等

名称	所在地
大阪本社	大阪市北区
東京支店	東京都品川区
福岡営業所	福岡市中央区

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
282名 (31名)	13名増 (2名減)

(注) 従業員数は就業人員（社外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	455百万円
株式会社関西みらい銀行	176百万円
株式会社山陰合同銀行	158百万円
株式会社日本政策金融公庫	64百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計7行からの協調融資によるものであります。

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名 称	第2回新株予約権
新株予約権の数	56個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 280,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき100円
新株予約権の行使期間	自 2020年3月1日 至 2028年2月27日
新株予約権の主な行使条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、又は取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 ③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後1か月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。 ④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西洋平	艾恩伊（上海）化粧品有限公司董事
取締役	杉元将二	販売本部本部長
取締役	今井新	ブランディング本部本部長 合同会社Endian 職務執行者
取締役	伊藤翔哉	販売本部本部長代理 株式会社VUEN 代表取締役
取締役	藤岡礼記	マーケティング本部本部長
取締役	橋本恒平	マーケティング本部本部長代理 艾恩伊（上海）化粧品有限公司董事
社外取締役	足立光	株式会社トランス 代表取締役 株式会社ナノバージョン 社外取締役 M-Force株式会社 パートナー 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー
常勤監査役	福富宏之	株式会社VUEN監査役
社外監査役	高木暢子 (戸籍名：寺岡暢子)	高木暢子公認会計士事務所代表 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 株式会社COEING AND COMPANY代表取締役
社外監査役	舟申信寛	法律事務所アルシエン パートナー

- (注) 1. 取締役足立光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役福富宏之氏は、グローバル企業での財務経理・管理部門の責任者としての豊富な経験と知見を有しております。
3. 監査役高木暢子氏、監査役舟申信寛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役高木暢子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役舟申信寛氏は、弁護士の資格を有しており、会社法をはじめとする企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第423条第1項に定める額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、下記の決定方針に定めるとおり、各取締役の役職及び職責等を勘案して決定されたものを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ① 取締役の報酬等のうち、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないもの（固定金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人分給与は含まない。）と定められているところ、取締役の個人別の固定金銭報酬については、役員報酬規程に基づき、当該報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責や目標達成度を勘案し、社外取締役及び社外監査役からの意見を十分聴取した上で、金額を決定する。

- ③ 非金銭報酬等がある場合の当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬等については、2018年2月28日開催の臨時株主総会において、固定金銭報酬とは別枠で割り当て済みであり、また今後株主総会において承認が得られることを条件として、社外取締役を除く取締役に対し新たに新株予約権を割り当てることがあるところ、当該新株予約権についての取締役の個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等をふまえ、更にはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、取締役会において決定する。また、当社代表取締役大西洋平は、2019年4月25日付で、保有する当社普通株式の一部を対象として、当社の取締役が譲受人となり得るオプション権の取得に関して、当該譲渡予約権の取締役への引渡しの有無及び数については、管理担当役員及び社外役員複数名により構成される評価委員会が貢献度に基づき決定する。

- ④ 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針
取締役の固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合については、固定金銭報酬を原則とし、経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合には、新株予約権等を追加して付与するものとし、具体的な割合については、経営環境等の状況に応じて変動し得るため、予め定めないこととする。
- ⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとし、退任時において退職慰労金は支給しない。非金銭報酬等については、在任中に経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、株主総会の承認を得た上で、取締役会の決定により、随時新株予約権等を付与する。
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項
- (1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
代表取締役
 - (2) 上記(1)の者に委任する権限の内容
取締役の個人別の固定金銭報酬額の決定
 - (3) 上記(1)の者により上記(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
社外取締役及び社外監査役からの意見を十分聴取した上で決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年3月30日の定時株主総会において、年額3億円以内と決議しております（用人分給とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2017年7月8日の臨時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の具体的な基本報酬の額、並びに賞与の額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長大西洋平にその決定を委任しており、株主総会において承認を得た報酬等の総額の範囲内において当社業績等も踏まえ、各取締役の職責等に応じて決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

上記方針に基づき決定した報酬額を金銭で支給しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役7名 80,100千円 (うち社外1名 11,100千円)

監査役3名 12,600千円 (うち社外2名 4,800千円)

- (注) 1. 当事業年度における取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役1名) 監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
3. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
4. なお、各取締役の具体的な報酬額の決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役からの意見も十分聴取したうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役足立光氏は、株式会社トランス代表取締役、株式会社ナノバージョン社外取締役、M-Force株式会社パートナー、株式会社ファミリーマートエグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー、グロースキャピタル株式会社グロースパートナーであります。当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。
- 監査役高木暢子氏は、高木暢子公認会計士事務所代表、株式会社COEING AND COMPANY代表取締役、株式会社ユー・エス・エス社外取締役であります。当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。
- 監査役舟申信寛氏は、法律事務所アルシエンパートナーであります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	取締役会、監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の状況
足立 光	取締役 (社外)	取締役会には、17回のうちすべてに出席いたしました。主にマーケティング戦略において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
高木 暢子 (戸籍名：寺岡暢子)	監査役 (社外)	取締役会には、17回のうちすべてに、監査役会には12回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
舟申 信寛	監査役 (社外)	取締役会には、17回のうちすべてに、監査役会には12回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査役会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、監査報酬額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の決定方針として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。その他、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し定めております。当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するために必要な体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスポリシー」を定める。
- (2) 取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び推進を行う。また、委員会で決定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、定期的な研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。
- (3) 法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度（ホットライン）を運用する。
- (4) 内部監査室において、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の業務の適正に関する内部監査を実施し、必要に応じてコンプライアンスに関する指導を行う。

2. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 主要リスクをコンプライアンスリスク、オペレーショナルリスク、災害リスク、品質リスク、環境リスク、情報漏えいリスクであると認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関するグループ全体のリスク対策の基本方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制する。
- (3) 危機発生時の対策として、「事業継続計画ガイドライン」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、災害時を想定した避難訓練や、事業継続管理に関わる教育を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役及び執行役員の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

4. 当社並びにその子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについて当委員会にて報告する。
- (3) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）し、文書の整理及び保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役を補助する使用人を置く。
- (2) 監査役を補助する使用人は取締役の指揮命令から独立しており、その人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役会に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、当社及びグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンス及び主要リスクに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- (3) 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書を閲覧する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、監査法人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (2) 監査役の職務執行上必要と認める費用について、予め予算を計上し、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (3) 監査役の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査役は、定期的に意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、当社は、本年度において取締役会を17回、監査役会を12回開催し、法令・定款への適合性の観点から審議を行いました。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス・プログラムを有しており、それによって従業員に対して社内研修での教育や浸透活動を実施いたしました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上を努めました。子会社は、当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度については子会社へも開放し受付を行っております。

③ リスク管理体制

当社は四半期ごとに定時のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクの管状況について報告を行っております。本年度においては3回開催しております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,280	流動負債	5,440
現金及び預金	6,803	買掛金	889
売掛金	3,525	電子記録債務	90
商品	2,346	1年内返済予定の長期借入金	667
原材料及び貯蔵品	63	未払金	2,010
その他	543	未払法人税等	1,054
貸倒引当金	△3	賞与引当金	144
固定資産	780	返品調整引当金	255
有形固定資産	157	ポイント引当金	5
建物及び構築物	89	その他	322
機械装置及び運搬具	4	固定負債	204
工具、器具及び備品	61	長期借入金	186
リース資産	1	資産除去債務	18
無形固定資産	62	負債合計	5,645
投資その他の資産	560	純資産の部	
繰延税金資産	408	株主資本	8,396
その他	152	資本金	3,291
		資本剰余金	2,851
		利益剰余金	2,253
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	18
		為替換算調整勘定	18
		純資産合計	8,415
資産合計	14,060	負債・純資産合計	14,060

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		28,397
売上原価		13,251
売上総利益		15,146
返品調整引当金戻入額		164
返品調整引当金繰入額		255
差引売上総利益		15,055
販売費及び一般管理費		12,719
営業利益		2,335
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
受取手数料	16	
業務受託料	13	
受取補償金	2	
助成金収入	0	
為替差益	11	
その他	0	45
営業外費用		
支払利息	16	
支払手数料	12	
賃貸費用	21	
その他	0	51
経常利益		2,330
特別利益		
持分変動利益	32	32
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		2,361
法人税、住民税及び事業税	1,194	
法人税等調整額	△70	1,124
当期純利益		1,237
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△7
親会社株主に帰属する当期純利益		1,244

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,860	流動負債	5,118
現金及び預金	6,486	買掛金	874
売掛金	3,488	電子記録債務	90
商品	2,339	1年内返済予定の長期借入金	667
原材料及び貯蔵品	63	未払金	1,726
前渡金	229	未払費用	167
前払費用	183	未払法人税等	1,051
その他	72	前受金	0
貸倒引当金	△3	預り金	59
固定資産	1,269	賞与引当金	142
有形固定資産	152	返品調整引当金	255
建物	89	ポイント引当金	5
構築物	0	その他	76
機械及び装置	0	固定負債	204
車両運搬具	4	長期借入金	186
工具、器具及び備品	57	資産除去債務	18
リース資産	1	負債合計	5,322
無形固定資産	62	純資産の部	
ソフトウェア	55	株主資本	8,807
その他	6	資本金	3,291
投資その他の資産	1,053	資本剰余金	2,816
関係会社株主	403	資本準備金	2,816
長期貸付金	90	利益剰余金	2,698
繰延税金資産	407	利益準備金	17
その他	152	その他利益剰余金	2,680
		繰越利益剰余金	2,680
		自己株式	△0
		純資産合計	8,807
資産合計	14,129	負債・純資産合計	14,129

計算書類

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		26,961
売上原価		12,899
売上総利益		14,061
返品調整引当金戻入額		164
返品調整引当金繰入額		255
差引売上総利益		13,969
販売費及び一般管理費		11,213
営業利益		2,756
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	0	
受取手数料	16	
業務受託料	52	
為替差益	6	
その他	3	79
営業外費用		
支払利息	15	
支払手数料	12	
賃貸費用	21	
その他	0	50
経常利益		2,785
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		2,784
法人税、住民税及び事業税	1,193	
法人税等調整額	△100	1,093
当期純利益		1,690

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I - n e の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I - n e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社 I - n e
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I - n e の2021年1月1日から2021年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社 I - n e 監査役会

常勤監査役 福富 宏之 ㊟

社外監査役 寺岡 暢子 ㊟

社外監査役 舟串 信寛 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区平野町4丁目2-3
オービック御堂筋ビル 2F
オービックホール ホールA

日時

2022年3月25日(金) 午前10時
(受付開始：午前9時)

交通のご案内

■ 地下鉄御堂筋線

「淀屋橋駅」下車
南出入口(⑬号出口)から
徒歩約3分

「本町駅」下車
北出入口(②号出口)から
徒歩約4分

■ 京阪電車

「淀屋橋駅」下車
出入口(③号出口)から
徒歩約12分

株主さまへのお土産の配布はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



株式会社 I-ne